

随意契約締結結果及び契約の内容

業務の名称	平成27年度読谷道路埋蔵文化財発掘調査業務
業務概要	本業務は、読谷道路事業大木地区において埋蔵文化財の発掘調査及び調査資料取りまとめを行う業務である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 喜舎場 正秀 沖縄県名護市大北4丁目28号34号
契約年月日	平成27年11月24日
契約業者名	読谷村長 石嶺 淳實
契約業者の住所	沖縄県読谷村座喜味2901番地
契約金額	¥11,008,819 - (税込)
予定価格	¥11,008,819 - (税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業務場所	読谷村字大木地内
業務区分	役務
履行期間(自)	平成27年11月25日
履行期間(至)	平成28年3月31日
備考	

随意契約理由書

1. 業務名：平成27年度読谷道路埋蔵文化財発掘調査業務

2. 履行場所：読谷村字大木地内

3. 契約の相手方：名称 読谷村長 石嶺 傳實

住所 沖縄県読谷村座喜味2901番地

電話 098-982-9200

4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、読谷道路事業大木地区において埋蔵文化財の発掘調査及び調査資料取りまとめを行う業務である。

(2) 理由

「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和46年11月1日建設省道一発第93号 道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知）」より、「発掘調査の実施は、原則として当該埋蔵文化財の所在する教育委員会に委託して行うこと。」とあることから、契約に係る行政組織の長である読谷村長と契約を結ぶ必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当することから、随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。